

誰もが働きやすく魅力的な職場環境づくりのために



岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた 補助金の申請者募集

岐阜県では、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定を促進するため、企業等が行う、働き方改革、従業員の育児や介護の支援、女性の活躍推進等の取組みに対して補助します。



募集
期限

令和6年12月20日(金)

※予算がなくなり次第終了します。
※郵送の場合は最終日の消印有効。

補助率等

補助対象経費の
2分の1以内

(1,000円未満
切り捨て、
上限20万円)

※常時雇用する従業員が101人以上の企業については、
補助対象経費が10万円以上である必要があります。

対象者

- 岐阜県内に所在し、次の要件を全て満たす企業又は団体
- 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。
 - 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。
 - エクセレント企業の認定に向けた計画を策定していること。

詳しくは、ウラ面をご覧ください。➡





岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた

補助金の申請者募集

募集期限

令和6年12月20日(金)

※予算がなくなり次第終了します。
※郵送の場合は最終日の消印有効。

対象者

岐阜県内に所在し、次の要件を全て満たす企業又は団体

- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。
- ・次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。
- ・エクセレント企業の認定に向けた計画を策定していること。

対象事業

エクセレント企業認定評価項目を達成するために必要な事業

- ※遅くとも令和7年2月28日までに事業を完了する必要があります。
- ※対象経費は、報酬、賃金、旅費、消耗品費（1物品あたり5万円以内）、燃料費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料です。
- ※他の事業（対象外事業）と一体で実施する場合、申請書類、支出証拠書類等において、明確に区分する必要があります。

活用例

- ・各種研修会、育休懇談会の開催（講師謝金、資料代）
- ・子ども参観日の実施（資料代、材料代）
- ・年休取得促進、所定外労働時間削減に向けた労務管理ソフト導入、コンサルティング
- ・在宅勤務・テレワーク等の実施に向けたコンサルティング、システム導入
- ・事業所内保育施設の設置に向けたニーズ調査、コンサルティング
- ・育児相談・介護相談等の実施（専門家謝金）
- ・両立支援や女性の活躍の取組みをホームページ等で周知（委託料）

補助率等

補助対象経費の2分の1以内

(1,000円未満切り捨て、上限20万円)

※常時雇用する従業員が101人以上の企業については、補助対象経費が10万円以上である必要があります。

問い合わせ先

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1(県庁14階)

電話:058-272-8237(直通) FAX:058-278-2611 E-mail:c11234@pref.gifu.lg.jp

申請から実施までの流れ

随時受付
【最終期限:12月20日】

申請書を提出
※必要に応じてヒアリングを行います。

順次

審査・交付決定
※申請から約1か月後

交付決定後

事業実施
※遅くとも令和7年2月28日までに完了

事業完了から30日以内、
または3月10日のいずれか早い日

実績報告書を提出

補助金額の確定後

交付請求書を提出

交付請求書の受理から
約1か月後

指定口座へ振込

※上記は予定であり、前後する場合があります。
※ピンク文字は申請者が実施する事項です。

申請方法

下記ホームページにて詳細を確認の上、申請書を作成し、郵送にて、岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課へご提出ください。
ホームページをご覧になれない環境の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

岐阜県エクセレント企業

検索



【岐阜県庁ホームページ】

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 結婚・出産・子育て・女性 > ワーク・ライフ・バランス > 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度

注意事項

- ・補助金の交付は、1企業につき1回限りとします。
- ・暴力団に関与している場合は、補助金を交付しません。また、事後に判明した場合、補助金を返還しなければなりません。

